

区民委員会報告資料

令和3年9月28日

報告事項件名	頁
1 地方税に関する事務における特定個人情報保護評価の再実施結果について	2
2 住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価の再実施について	3
3 おくやみ手続きシートの導入について	5
4 戸籍住民課窓口アンケートの結果について	12
5 今後の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の方向性について	15

(区 民 部)

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和3年9月28日

件 名	地方税に関する事務における特定個人情報保護評価の再実施結果について				
所管部課名	区民部 課税課、納税課				
内 容	<p>税システム開発に伴い特定個人情報保護評価の再評価を実施したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 対象事務 地方税に関する事務 【対象税目：個人住民税、軽自動車税】</p> <p>2 実施日</p> <p>(1) パブリックコメント 令和3年6月28日（月）から7月27日（火）まで</p> <p>(2) 第三者点検（足立区情報公開・個人情報保護審議会の学識経験者5人で構成） 令和3年8月12日</p> <p>(3) 足立区情報公開・個人情報保護審議会への報告 令和3年9月9日</p> <p>(4) 個人情報保護委員会（内閣府）に評価書を提出 令和3年9月21日</p> <p>3 実施結果</p> <p>(1) パブリックコメント いただいた意見 …………… 1件</p> <table border="1" data-bbox="466 1350 1415 1715"> <tr> <td data-bbox="466 1350 678 1496">いただいた意見</td> <td data-bbox="681 1350 1415 1496">住民税納付通知書の封入、封緘は基本的に委託業者がやることになっているが、これはある程度電子化可能ではないのか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1500 678 1715">区の考え方</td> <td data-bbox="681 1500 1415 1715">通知書の電子化には国の法改正が必要であり、一部の通知書ではすでに電子化を予定している。今後も国の動向を注視し、可能な限り電子化することで、封入封緘の委託件数を減らすよう努めていく。</td> </tr> </table> <p>※ 特定個人情報保護評価に対する意見というよりは、先進技術の導入についての意見であったため、評価書には反映しない。</p> <p>(2) 第三者点検 専門的な表現を平易な表現に改める等の意見をいただいたため、修正し評価書案が了承された。</p>	いただいた意見	住民税納付通知書の封入、封緘は基本的に委託業者がやることになっているが、これはある程度電子化可能ではないのか。	区の考え方	通知書の電子化には国の法改正が必要であり、一部の通知書ではすでに電子化を予定している。今後も国の動向を注視し、可能な限り電子化することで、封入封緘の委託件数を減らすよう努めていく。
いただいた意見	住民税納付通知書の封入、封緘は基本的に委託業者がやることになっているが、これはある程度電子化可能ではないのか。				
区の考え方	通知書の電子化には国の法改正が必要であり、一部の通知書ではすでに電子化を予定している。今後も国の動向を注視し、可能な限り電子化することで、封入封緘の委託件数を減らすよう努めていく。				
問 題 点 今後の方針	「特定個人情報保護評価書」を個人情報保護委員会のホームページ及び区のホームページに掲載する。				

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和3年9月28日

件 名	住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価の再実施について
所管部課名	区民部 戸籍住民課
内 容	<p>住民記録システムの開発に伴い、特定個人情報保護評価の再評価（4回目）を実施する。</p> <p>1 再評価の概要</p> <p>(1) 特定個人情報保護評価の目的 特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、情報の漏えい等の発生を未然に防ぎ、プライバシー等を保護することを目的とする。</p> <p>(2) 対象事務 住民基本台帳に関する事務</p> <p>(3) 主な評価項目 別紙「評価項目一覧」のとおり</p> <p>(4) パブリックコメントの実施 ア 期間 令和3年11月1日（月）～11月30日（火） イ 方法 あだち広報10月25日号、ホームページ及びSNSにおいて区民に周知し、所管課窓口、ホームページにて資料を閲覧に供する。 意見は、書面にて所管課窓口へ持参、郵送、ファックス又は、ホームページの意見受付フォームにて入力されたものを受け付ける。</p> <p>(5) 第三者点検の実施 評価書修正案及びパブリックコメント実施結果について、情報公開・個人情報保護審議会の小委員会が点検する。</p> <p>2 評価書の公開 令和3年12月下旬を予定</p> <p>3 根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・ 特定個人情報保護評価指針
問 題 点 今後の方針	<p>1 評価書修正案に対する区民等の意見や、第三者点検の実施結果について検討し、評価書に反映させる。</p> <p>2 第三者点検終了後、国の「個人情報保護委員会」に提出する。</p>

評価項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続

区民委員会報告資料

令和3年9月28日

件名	おくやみ手続きシートの導入について
所管部課名	区民部 戸籍住民課
内容	<p>死亡の際、多くの遺族が戸籍謄抄本と住民票を取得するが、二つの申請書を記入する必要がある、同じ日に国民健康保険又は後期高齢者医療保険の葬祭費を請求される方もいる。</p> <p>何回も申請書を記入するご遺族の負担軽減を図るため、戸籍住民課、国民健康保険課、高齢医療年金課の窓口で利用できる、おくやみ手続きシート（以下「シート」という）を導入する。</p> <p>1 申請者の負担軽減効果 次の4つの申請書の一部の記載が省略できる。 (1) 戸籍等交付申請書（別紙①） (2) 住民票写し等交付申請書（別紙②） (3) 国民健康保険葬祭費支給申請書（別紙③） (4) 後期高齢者医療保険葬祭費・葬祭付加金支給申請書（別紙④）</p> <p>2 開始時期 令和3年10月1日（金）</p> <p>3 戸籍住民課の手続きの流れ (1) 死亡に伴う住民票、戸籍証明書を取得する方に、フロアマネージャーがシート記入を案内 (2) 住所・氏名等の記載を省略し、通数などの必要事項を記載した通常の申請書をシートとともに窓口へ提出 (3) 内容確認の上、シートをコピーし、証明書を発行 (4) 発行した証明書を交付する際、以下を案内し、シートを返却 ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険の葬祭費請求で利用できる ・ 3か月間、戸籍住民課窓口での証明書取得時に利用できる (5) 申請書にシートのコピーを添えて保管</p> <p>4 国民健康保険課、高齢医療・年金課での対応 (1) 葬祭費請求書にシートのコピーを添え、請求根拠として保管する。 (2) コピー後のシートは返却する。</p>
問題点 今後の方針	シートは当面、戸籍住民課のみで発行し、葬祭費請求に関する2課を加え、運用していく。今後、運用状況や取扱数、利用者のご意見などを踏まえ、庁内他課の手続きへの拡大についても検討していく。

足立区おくやみ手続きシート

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【亡くなられた方】

住 所	〒 _____		
ふりがな			
氏 名			
生年月日	大正 昭和 平成 令和 西暦	年 月 日	亡くなら れた日
	令和 西暦	年 月 日	
亡くなられた方の本籍が足立区内で、戸籍の証明が必要な場合のみ記入			
本 籍	足立区 _____		
筆頭者氏名 <small>(戸籍のはじめに書いてある人)</small>	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と同じ <input type="checkbox"/> 窓口に来られた方と同じ <input type="checkbox"/> その他の方 _____		

【窓口に来られた方】

住 所	(亡くなられた方と住所が異なる場合のみ記入) 〒 _____		
ふりがな		亡くなられた 方との関係	
氏 名			
電話番号	(日中に連絡がつく番号を記入してください)		

【ご案内】

- このシートを記入いただくと、申請書の記入を一部省略できます。
- このシートは、【窓口に来られた方】欄に記載された方のみ、裏面の手続きで利用できます。
- 各窓口で、窓口に来られた方の本人を確認できるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）を提示してください。
- 各窓口でこのシートをコピーいたしますので、ご承知おきください。
- このシートは記入日から3か月間利用できます。

このシートを利用する手続き

手続き内容	手続き場所と問い合わせ先
住民票、戸籍の証明	戸籍住民課（南館1階） 住民票 03-3880-5724 戸籍の証明 03-3880-5722
国民健康保険 葬祭費の申請	国民健康保険課（北館2階） 03-3880-5241
後期高齢者医療保険 葬祭費・葬祭付加金の申請	高齢医療・年金課（北館2階） 03-3880-5874

戸籍等交付申請書

(本籍が足立区にある人の戸籍が請求できます。)

(提出先) 足立区 長

※代理人による請求の場合は、権限確認書類委任状等を添付してください。
※交付申請書には、請求者の記名が必要です。
※備りその不正の手段により交付を受けた時は、三〇万円以下の罰金に処せられます。

※窓口に来た人の本人確認をさせていただきます。本人を証明できるもの(運転免許証・パスポート・個人番号カードなど)を窓口で提示してください。

コンピューター化(平成8年5月改製)以前の戸籍が必要な方は、お申し出ください。

1 どの戸籍について証明が必要ですか

令和 年 月 日

本籍 (外国籍の人は国籍)	東京	省 略 可	日生
筆頭者氏名 (戸籍のはじめに書いてある人) <small>筆頭者が亡くなられても変わりません</small>	フリガ		

2 何が必要ですか(相続の場合 必要な戸籍が複数にわたることがあります)

1 全部事項証明書(戸籍謄本) () 通	省 略 可	備考欄
2 除籍・改製原謄本、除籍全部事項 () 通		改製原 平成 昭和 大正
3 個人事項証明書(戸籍抄本) () 通		どなたの証明が必要ですか
4 除籍・改製原抄本、除籍個人事項 () 通		フリガナ <input type="checkbox"/> 筆頭者と同じ
5 一部事項証明書 () 通		氏名
6 身分証明書 () 通		明・大・昭・平・令 西暦 年 月 日生
7 婚姻要件具備証明書 () 通		フリガナ <input type="checkbox"/> 窓口に来た方に同じ
8 不在籍証明書 () 通		氏名
9 戸籍の附票(現在/除・改)(全部・一部) () 通		明・大・昭・平・令 西暦 年 月 日生
10 受理証明書(出産一時記載事項証明用) () 通		※1~9の証明が必要な場合も、 最近届出をされた方は下欄を記入してください
11 記載事項証明書 () 通		(出生・婚姻・死亡・離婚・) 届 届出日(昭・平・令 年 月 日)
12 その他 () () 通		届出役所(足立区 ・) 役所・役場

3 窓口に来た方はどなたですか

住所	省 略 可	電話	省 略 可
氏名		生年月日	
必要な戸籍と 窓口に来た人との 関係		る人・届出人 妻・子・孫・父母・祖父母	

(3)に記入した方、[11 記載事項証明書]を請求した方は、請求理由を具体的に書いてください

使用目的<権利義務の発生原因、内容とその権利行使又は義務履行のために戸籍の確認を必要とする理由など>

提出先<国又は地方公共団体の機関など具体的に>

	確認資料	所属長	係員
1点	<input type="checkbox"/> 運 <input type="checkbox"/> パ <input type="checkbox"/> 在 <input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 障 <input type="checkbox"/> 個力 <input type="checkbox"/> 他()		
2点	<input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> 保険 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 住基A <input type="checkbox"/> 他()		
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 身分 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 他()		
その他	<input type="checkbox"/> カド <input type="checkbox"/> 通 <input type="checkbox"/> 診 <input type="checkbox"/> バ - <input type="checkbox"/> 生 <input type="checkbox"/> 郵 <input type="checkbox"/> 公共 <input type="checkbox"/> 他()		
聴聞	<input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> Z <input type="checkbox"/> K <input type="checkbox"/> KB <input type="checkbox"/> OT <input type="checkbox"/> 他()		
権限書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 登記事項 <input type="checkbox"/> 資格証明 <input type="checkbox"/> 他()		

受付	発行	照合	交付
:	:	:	:

レジスター

住民票写し等・印鑑登録証明書交付申請書

2

(提出先)
足立区長

※太枠の中のみご記入ください。自署以外の場合は押印してください。※法人の場合は、社印を押印してください。

① 申請者 (窓口に来た方)

令和 年 月 日 フリガナ

住所	省 略 可	氏名	省 略 可	電話	省 略 可
----	-------	----	-------	----	-------

② どなたの住民票が何通必要ですか◇本人確認をさせていただきます

□ 住民票写し等	どなたの住民票が必要ですか	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (✓をご記入ください) <input type="checkbox"/> 申請者と同じ世帯の人 ※必要な人の氏名をご記入ください。 フリガナ 氏 名 <input type="checkbox"/> その他の人 住 所 フリガナ 氏 名 ※使用目的 (省 略 可
	必要な証明書	1 世帯全員の住民票 [通] 2 世帯一部の住民票 [通]	3 記載事項証明書 (全員・一部) [通] 4 その他 () 除票・改製原 [通]
	右記の必要事項に○をしてください	※日本人 1 本籍のみ 2 続柄のみ 3 本籍・続柄両方 4 省略 ※外国人 1 国籍 2 続柄 3 在留資格 4 在留番号 5 通称履歴 6 すべて記載 7 省略 ※日本人・外国人 1 住民票コード 2 個人番号 (マイナンバー) 3 省略	
<p>【注 意】 *住民票コード及び個人番号の記載の有無については予め提出先にて確認の上で請求願います。 *プライバシーの侵害につながる不当な請求には応じられません。 *偽り、その他不正な手段によって、住民票写し等の交付を受けた場合は、30万円以下の罰金に処せられます。(住民基本台帳法第46条) *住民票に旧氏を記載されている方は、旧氏のご記入もお願いいたします。</p>			

③ どなたの印鑑証明が何通必要ですか

□ 印鑑登録証明書	どなたの印鑑証明書が必要ですか	登録番号 [通] <input type="checkbox"/> 申請者と同じ (✓をご記入ください) <input type="checkbox"/> 申請者以外の人 ※住所・氏名をご記入ください。 住 所 フリガナ 氏 名
	<p>【注意】 印鑑登録の証明を受けるときは、印鑑登録証を提示して印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければなりません。(足立区印鑑条例第18条)</p>	

本人確認資料 (住民票取得用)		※足立区使用欄	
1点	運転 パス 在留 特永 障 住B 個カ 他 ()	2点	保険 カド(ク・キ・図) 通帳 診察 年金 学生証 シルバーパス 郵便 生 住A 他 ()
		【代理人のみ】住登確認 預品 ()	
		【本人・世帯員のみ】聴聞 E H Z K KB 他 ()	
第三者		疎明資料 / 運転 社員 他 ()	
		住民票コード	有
		個人番号	有

住・証明番号	印・証明番号	決 裁	所属長	係員
			レジスター	

受付
発行
照合
交付

国民健康保険葬祭費支給申請書

年 月 日

(申請先)足立区長

〒

申請者
(葬儀をした人)

住所

氏名

死亡者との続柄

省 略 可
(葬儀をした方と、窓口に来た方が異なる場合は省略不可)

電話

下記のとおり申請します。

また、本記載事項について、誤字・脱字などの軽微な訂正については足立区が行うことに同意します。

被保険者証の 記号番号	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	(枝番)	—	—
死亡者氏名	省 略 可				死亡者生年月日	省 略 可							
死亡の原因 (病名など)					死亡年月日	省 略 可							
葬儀を行った日	年	月	日	支給額	¥	7	0	0	0	0			
特記事項	<input type="checkbox"/> なし ・ <input type="checkbox"/> あり → <input type="checkbox"/> 第三者による傷病 <input type="checkbox"/> 労災 <input type="checkbox"/> 公害医療												
支給額は、右記の申請者の口座へお振り込みください。	フリガナ												
	口座名義人(申請者)												
					銀行・信用金庫				支店				
					信用組合・農協								
	口座種別				口座番号(右づめで記入)								
普通・当座													

※窓口に来た方が申請者と異なるときに記入してください。

住所	電話
氏名	申請者との続柄

※以下、区処理欄

整理番号		受付印	
受付	確認	入力	点検

<チェックリスト>	
<input type="checkbox"/> 死亡時国保資格あり <input type="checkbox"/> 葬儀領収書の確認 <input type="checkbox"/> 領収書コピー <input type="checkbox"/> 領収書原本裏にゴム印押印 <input type="checkbox"/> 死亡の原因 <input type="checkbox"/> 特記事項	<input type="checkbox"/> 受付簿確認(二重請求なし) <input type="checkbox"/> 記入漏れなし <input type="checkbox"/> 資格画面コピー <input type="checkbox"/> 申立書 (□領収書と申請者氏名相違) (□火葬の領収書のみ) (□その他)

後期高齢者医療保険葬祭費・葬祭付加金支給申請書

申請日 年 月 日

提出先
足立区長

下記のとおり申請します。

支給金額		¥70,000-
内	葬祭費(後期高齢者医療給付分)	¥50,000-
訳	葬祭付加金	¥20,000-

死亡者関係事項	被保険者番号		適用開始	年	月	日	
	氏名	省 略 可				性別	男・女
	生年月日					日	
	死亡年月日						
	死亡の原因					1. 病名 () 2. その他 ()	
	葬儀を行った日(告別式)	年	月	日			
	公害医療支給	あり	・	なし			

申請人(葬儀をした人)	住所	省 略 可 (葬儀をした方と、窓口に来た方が異なる場合は省略不可)				
	氏名					
	振込先 金融機関		銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	本店・支店		預金種別 普通 当座 ()
	口座番号					
	口座名義人氏名(カタカナで記入)					

※ 窓口申請に来た方が申請人と相違する場合に記入してください。

申請代理人	住所	電話
	氏名	申請人との続柄

処理欄	受付	死亡確認	入力	口座入力	確認	整理番号

区民委員会報告資料

令和3年9月28日

件名	戸籍住民課窓口アンケートの結果について										
所管部課名	区民部 戸籍住民課										
内容	<p>6月下旬に実施した戸籍住民課窓口アンケートの結果について報告する。</p> <p>1 実施概要 6月21日（月）から25日（金）まで実施。 回答者数 458人</p> <p>2 窓口混雑緩和に向けた調査結果</p> <p>(1) 区役所（本庁舎）以外で手続きが可能な業務の認知度</p> <table border="1"> <caption>区役所（本庁舎）以外で手続きが可能な業務の認知度</caption> <thead> <tr> <th>認知内容</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区民事務所で証明書の取得や住所異動の手続きができることを知っている</td> <td>36.0%</td> </tr> <tr> <td>郵送で証明書を請求できることを知っている</td> <td>15.1%</td> </tr> <tr> <td>マイナンバーカードを使ってコンビニで証明書を取得できることを知っている</td> <td>44.3%</td> </tr> <tr> <td>全部知らない</td> <td>38.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数の方法を知っているケースがあるため合計は100を超える。 → 回答者の38.4%は、他の手続き方法を全く知らない。</p> <p>(2) 手続きの内容と区民事務所の認知度</p> <p>【回答者458人のうち】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民事務所だけでは手続きが不可能だったケース (89人) 19.4% 区民事務所で手続きが可能だったケース (369人) 80.6% <p>可能な369人のうち、区民事務所で手続きができることを</p> <ul style="list-style-type: none"> 知らない (235人) 63.7% 知っている (134人) 36.3% <p>「事実A」次ページ(3)へ続く</p> <p>→ 回答者の80.6%が区民事務所でも可能な手続きであり、そのうち、63.7%が区民事務所で手続きできること（以下「事実A」という）を知らない。</p>	認知内容	割合	区民事務所で証明書の取得や住所異動の手続きができることを知っている	36.0%	郵送で証明書を請求できることを知っている	15.1%	マイナンバーカードを使ってコンビニで証明書を取得できることを知っている	44.3%	全部知らない	38.4%
認知内容	割合										
区民事務所で証明書の取得や住所異動の手続きができることを知っている	36.0%										
郵送で証明書を請求できることを知っている	15.1%										
マイナンバーカードを使ってコンビニで証明書を取得できることを知っている	44.3%										
全部知らない	38.4%										

(3) 事実Aを知っている人が本庁舎を選ぶ理由

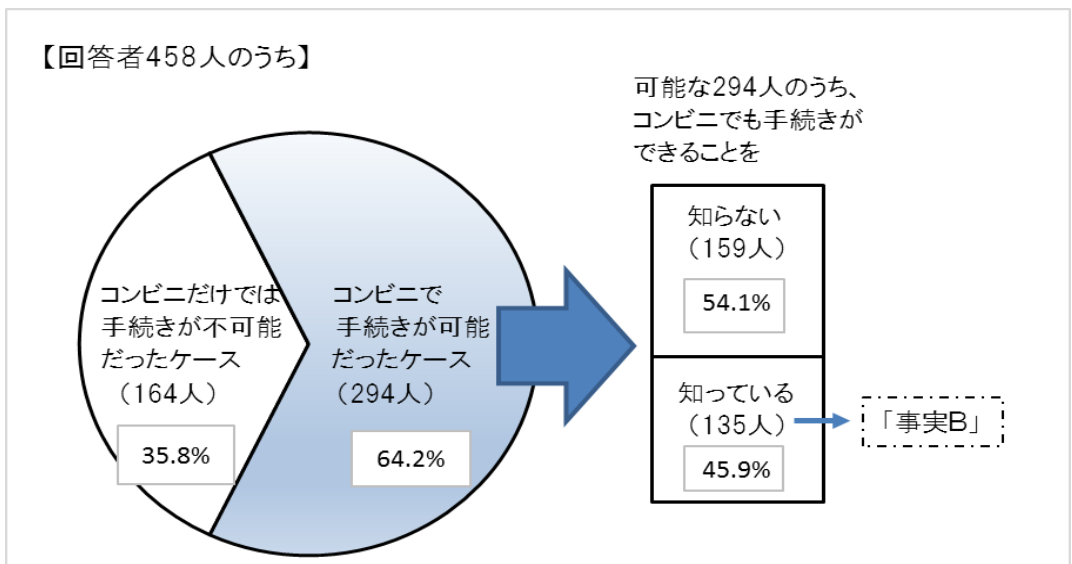
事実Aを知っている36.3%（134人）のうち、93人が本庁舎に来た理由として、「自宅や職場から近い」「他の用事もあった」を挙げている。つまり、41人は（全体の9.0%）が自宅や職場から遠くない本庁舎に、この手続きだけに（＝他に用事がないのに）来ている。

その理由は以下のとおり（複数回答のため、合計は41人を上回る）。

駐車場がある	9人
他の手続きが必要になっても一度で済むと思った	8人
交通の便がよい	5人
区民事務所の場所を知らない	3人
マイナンバーカードを持っていない	11人
すぐに取得したい	7人
本庁舎でしか手続きできない	6人
わからないことを直接確認したい	5人
その他（委任状の分も必要だから）	1人
その他（こちらでしか発行していただけないため）	1人

→ 太枠内の理由は、事実Aを知っているにもかかわらず、区民事務所で本庁舎と同じ手続きができることが十分に伝わっていないため、本庁舎に来庁したと考えられる。

(4) 手続き内容とコンビニ手続きの認知度



→ 回答者の64.2%は、コンビニでも可能な手続きで来ているが、54.1%がコンビニで手続きできることを知らない。

事実Bを知っている45.9%（135人）のうち、本庁舎に来た理由に「マイナンバーカードを持っていない」を挙げている38人（全体の8.3%）は、マイナンバーカードを取得すればコンビニで手続きをすることが予想される。

3 窓口対応、身だしなみについての調査結果

(1) 職員の対応（言葉づかい、説明）について

プラス評価 (97.0%)		中立 (2.8%)	マイナス評価 (0.2%)	
とても よい	よい	どちらとも いけない	あまり よくない	よくない
68.4%	28.6%	2.8%	0.2%	0.0%

(2) 職員の身だしなみについて

プラス評価 (98.0%)		中立 (2.0%)	マイナス評価 (0.0%)	
とても よい	よい	どちらとも いけない	あまり よくない	よくない
67.2%	30.8%	2.0%	0.0%	0.0%

→ 対応、身だしなみともプラス評価がほとんどであり、マイナス評価は対応があまりよくないと回答した1人のみだった。

4 混雑緩和に向けた対策

手続きできる場所を知らないため、本庁舎に来る層が多いと考えられ、以下の周知を行う。

(1) 区民向け

- ・ 本庁舎に来なくても済む方法の周知
- ・ 住民票発行の約40%が本庁舎と千住区民事務所に集中していることを情報提供し、他の方法のPRと分散を呼びかけ
- ・ マイナンバーカード交付時にコンビニ利用をPR

(2) 関連事業者（不動産、住宅、金融機関等）向け

事業者団体等に以下の協力を依頼

- ・ 住宅販売や賃貸契約の際、区外からの転入者に最寄りの区民事務所を周知し、そこでの住所変更手続きを勧めること
- ・ 住民票等の提出を求める際、コンビニ交付や最寄りの区民事務所の利用を促すこと
- ・ 区内に本籍がある方の戸籍の証明は、最寄りの区民事務所の利用を促すこと

問題点
今後の方針

来庁者の多くを占める住民票、印鑑証明、戸籍の証明について、区民事務所やコンビニ取得の促進を通じて手続き方法の分散化を図り、混雑緩和につなげていく。あわせて、区民に証明書を求める機会の多い関連事業者の団体等に、最寄りの区民事務所での取得のご案内を依頼していく。

一方、窓口対応と身だしなみはおおむね高評価であった。今回のアンケート結果を窓口業務委託事業者や課内の担当者と共有し、引き続きサービスの向上に努めていく。

区民委員会報告資料

令和3年9月28日

件名	今後の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の方向性について																														
所管部課名	区民部 高齢医療・年金課、国民健康保険課 福祉部 地域包括ケア推進課、衛生部 データヘルス推進課																														
内容	<p>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施にあたり、国はKDBシステム（※1）を利用し、高齢者の健康課題を把握するよう求めている。今回、KDBシステムから見えた区内高齢者の健康課題を、以下のとおり報告する。</p> <p>※1 国保データベースシステム。「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用することで、統計情報や「個人の健康に関する情報」を保険者に提供し、効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートするシステム。</p> <p>1 区内後期高齢者における医療費に占める割合の高い疾病</p> <p>入院＋外来（％）</p> <table border="1" data-bbox="395 913 951 1301"> <tr><td>1位</td><td>慢性腎臓病（透析あり）</td><td>4.9</td></tr> <tr><td>2位</td><td>骨折</td><td>4.9</td></tr> <tr><td>3位</td><td>糖尿病</td><td>4.3</td></tr> <tr><td>4位</td><td>不整脈</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>5位</td><td>関節疾患</td><td>3.8</td></tr> <tr><td>6位</td><td>高血圧症</td><td>3.5</td></tr> <tr><td>7位</td><td>骨粗しょう症</td><td>3</td></tr> <tr><td>8位</td><td>脳梗塞</td><td>2.4</td></tr> <tr><td>9位</td><td>肺炎</td><td>2.3</td></tr> <tr><td>10位</td><td>肺がん</td><td>1.8</td></tr> </table> <p>全体の医療費（入院＋外来）を100％として計算</p> <p>医療費に占める割合の高い疾病から、以下2点の傾向が見られた。</p> <p>(1) 慢性腎臓病（透析あり）、糖尿病が上位。これらの疾病は若い時の生活習慣の影響が大きいため、若年期からの予防が重要である。足立区は子どもの頃から糖尿病対策を実施している。</p> <p>(2) 骨折や骨粗しょう症が上位を占めており、栄養に起因していると思われる疾病が多い。</p> <p>2 KDBシステムから見た区内後期高齢者の現状</p> <p>(1) KDBシステムから、BMI（※2）が18.5未満の後期高齢者を抽出すると2,964人となる。そのうち「6か月に2～3kgの体重減少がある」方を抽出すると586人となり、低栄養（※3）と考えられる【図1】。</p> <p>※2 身長と体重から肥満度を示す指標。BMIが22を適正体重（標準体重）とし、統計的に最も病気になりにくい体重とされている。18.5未満を低体重と分類（出典：肥満症診療ガイドライン）。 BMI = 体重 kg ÷ (身長 m)²</p>	1位	慢性腎臓病（透析あり）	4.9	2位	骨折	4.9	3位	糖尿病	4.3	4位	不整脈	4.0	5位	関節疾患	3.8	6位	高血圧症	3.5	7位	骨粗しょう症	3	8位	脳梗塞	2.4	9位	肺炎	2.3	10位	肺がん	1.8
1位	慢性腎臓病（透析あり）	4.9																													
2位	骨折	4.9																													
3位	糖尿病	4.3																													
4位	不整脈	4.0																													
5位	関節疾患	3.8																													
6位	高血圧症	3.5																													
7位	骨粗しょう症	3																													
8位	脳梗塞	2.4																													
9位	肺炎	2.3																													
10位	肺がん	1.8																													

※3 低栄養は、BMI、体重減少、血清アルブミン値、食事摂取量等複数の基準から判定するが、健診項目に血清アルブミン値がないため、BMIが18.5未満かつ体重減少（6か月に2～3kg）がある方を低栄養と定義した。

【図1】体重減少があった区民のBMI別割合と人数

		ア. 該当人数	イ. アのうち6か月で2～3Kgの体重減少ありと答えた方	ウ. 減少者割合% (イ/ア)
① BMI<18.5	やせ	2,964	586	19.8
② 18.5≤BMI<25.0	標準	25,579	3,452	13.5
③ 25.0≤BMI<30.0	肥満	10,271	1,513	14.7
④ 30.0≤BMI	高肥満	1,557	276	17.7
総数		40,371	5,827	14.4

低栄養は自覚なく進み、栄養バランスの崩れ、筋力や活動量の低下などから要介護状態に移行しやすい。

BMIが18.5未満の方で、「6か月に2～3kgの体重減少がある」と答えた方の割合は19.8%と一番高い。

(2) BMIが18.5未満で、「6か月に2～3kgの体重減少がある」方の約4割が要介護認定を受けており、他の区分より割合が高い【図2】。

【図2】6か月間に体重減少があった方の介護状況（BMI別）

		ア. 6か月で2～3Kgの体重減少ありと答えた方	イ. アのうち要介護認定を受けている人数	ウ. 要介護認定者の割合% (イ/ア)
① BMI<18.5	やせ	586	236	40.3
② 18.5≤BMI<25.0	標準	3,452	1,093	31.7
③ 25.0≤BMI<30.0	肥満	1,513	388	25.6
④ 30.0≤BMI	高肥満	276	89	32.2
総数		5,827	1,806	31.0

3 高齢者への必要な取り組みについて

1及び2から以下2点が明らかとなった。

- (1) 食の栄養に起因している疾病が多く、医療費適正化の観点からも食を通じた栄養の改善や健康学習への対策が必要である。
- (2) 低栄養であると要介護状態へ陥る割合が高いため、低栄養対策に取り組む必要がある。

	<p>4 事業の方向性について</p> <p>このことから、健康寿命を延伸させるために、食を通じた低栄養対策が大切であり、住区センターやサロン等の通いの場を活用し、低栄養の改善に向け「気づき」から「行動」につながるような支援を検討していく。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通いの場（住区センターやサロン等）を活用した栄養相談・健康学習 ・ 低栄養者に対する食を通じた個別支援 ・ 高齢者への配食サービス等の食環境の充実
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>新型コロナウイルス感染状況等の影響により、現時点での事業実施は困難である。事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、訪問・対面による接触機会を減らした事業スキームを検討する。</p>